北海道胆振東部地震災害検証委員会

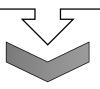
論点整理[2]

- ②避難行動 ③避難所運営・支援 ⑩交通 ⑫ボランティア ⑬被災市町村の行政機能
- **倒積雪寒冷期等 圆防災教育**

【第1回目の委員会における検証の進め方に基づき実施】

様々な情報をもとに課題等を抽出・整理し、具体の検証を実施 (PDCAサイクルを基本)

評価できる事項



課題となる事項

〈論点整理〉

対策の一定の方向性を提言 (中間報告)

【本資料の構成】

◇ 項目ごとに次のように整理しています。

北海道道地域防災計画に記載され ている平常時の取組、災害対応	北海道地域防災計画に記載されている平常時の取組や災害対応を記載しています。
今回の対応等	道、市町村、国、関係機関が実施した今回の災害対応等を記載しています。
評価できる事項、課題	今回の災害対応に関する関係者からの報告や提出資料、これまでの取組などから 「評価できる事項」と「課題」となる事項に整理し、記載しています。 ※ 評価できる事項=○ 課題=●

【②避難行動-1】

市町村による避難勧告等の伝達状況・手法や避難所の確保、住民の避難行動

(検証の視点:避難勧告等の伝達状況・手法、避難所の確保)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【市町村】避難勧告等の情報伝達手段の整備と多重化・多様化に努める

【市町村】災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、規模、構造、立地、交通の基準に適合する施設を指定避難所として 指定し、住民等への周知徹底を図る

<参考>指定避難所は、179市町村のすべてで指定済み(平成30年9月25日現在)

今回の対応等

【市町村】・全道域の停電により、市町村では自主的な避難を促すとともに避難所を開設した

・地震による土砂災害の恐れ等に伴い避難指示・避難勧告を発令した

[避難勧告:厚真町、むかわ町、安平町、平取町、日高町]、[避難指示(緊急):安平町、むかわ町、平取町、日 高町、北広島市]※安平町で、避難指示(緊急)、避難勧告継続発令中

【市町村・総合通信局・放送事業者】防災行政無線、広報車、コミュニティFM、Lアラート等により住民へ避難所開設情報を 周知した

<参考>[最大]避難箇所数 128市町村・768箇所・避難者数累計 16,649人

【住民】・自主防災組織や町内会等により、速やかに避難所を開設するとともに、住民の安否確認を実施した

・避難に当たり、近隣住民への声かけや自治会・町内会など連携した安否確認と住民避難を実施した

評価できる事項

課 題

- 市町村では、地震による土砂災害の危険性により適宜、避難勧告・避難指示を 発令したほか、停電による住民支援のため避難所を開設し、自主的な避難を促し た
- 市町村では、防災行政無線や広報車、Lアラートなどにより避難勧告等を住民 に伝達し、避難所への速やかな避難に繋がった
- 震源地に近い海沿いの市町村では、津波の有無を気象台に速やかに確認するとともに、住民に対し屋外スピーカーや個別受信機を活用し、自主避難を呼びかけ、 住民は、地震発生後すぐに高台に避難する行動をとった
- 日頃から防災に対する取り組みを実施していた住民は、防災用品を準備していた
- 地震の影響の大きかった市町村では、自主防災組織や町内会などによる住民の 安否確認が行われ、役場に報告することが出来た

- ●地震の影響の大きかった市町村では、指定避難所に 指定されていた施設が地震により損傷し使用できなく なったため、やむを得ず耐震性を満たしていない施設 を避難所とした
- ●一部の市町村では、Lアラートによる避難情報伝達 手段が困難なところもあった
- ●独居の高齢者は、避難所での共同生活になじめない と感じ、避難しない方もいた
- ●ペットを飼っていることを理由に、避難しない方が 多数いた
- ●道内における自主防災組織の組織率は依然として低く推移している(56.2% [平成29年4月1日現在])

2

【②避難行動-2】

要配慮者の避難行動及び避難体制

(検証の視点:避難行動要支援者の避難支援対策、要配慮者の対応)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【市町村】平常時から避難行動要支援者の情報を把握し、避難支援計画の策定等を行う

【市町村】避難行動要支援者名簿を有効に活用し、在宅避難者を含む避難行動要支援者の安否確認を行う

【市町村】要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する(努力義務)

【道・市町村・関係機関】要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る <参考>道は、災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引きを策定

避難行動要支援者名簿は、179市町村のすべてで作成済み

福祉避難所は、171市町村で指定済み(平成30年12月現在)

今回の対応等

【道・市】札幌市内において宿泊場所を確保できない外国人(観光客等を含む)が多数発生した事態を受け、道庁の会議室や札幌市の指定した高等学校や体育センター、市民交流プラザ、札幌駅前通地下歩行空間を開放し受入を実施した

【道・関係機関】多言語(英語、韓国語、中国語)による情報提供支援として電話による外国人相談窓口を設置して対応した 【市町村】停電によりシステムがダウンしたことにより避難行動要支援名簿等が活用出来ない中、個別に作成していた戸籍等の 住民リストなどを活用し、要配慮者の対応をした

- 道や市町村は、全道域の停電によりホテルなどの宿泊場 所を確保できない外国人を含む観光客等に対して、庁舎や 管理する施設等を一時的な受け入れ場所として提供した
- 避難行動要支援者名簿を活用し、高齢者に対する見回り を実施した市町村もあった
- 市町村では、システムダウンにより支援者名簿による対応が出来ない中、他の名簿等を活用し、電話による確認や 訪問により対応した
- 停電で、端末システムが使えなかったため、避難行動要支援者 名簿を活用できず、戸籍担当部署の全住民リストを使って対応す るしかなかった
- 避難行動要支援者名簿は電子データ化していたが、常時更新されておらず、また、紙ベースの名簿を作成していなかったことから、停電により活用出来なかった市町村もあった

【③避難所運営・支援-1】

避難所の運営及び支援

(検証の視点:避難所の開設・運営、支援体制、住民・避難者等の協力体制)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【市町村】災害が発生し又はその恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所(要配慮者のための福祉避難所)を開設するとと もに住民等に対し周知徹底を図る

【道】市町村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を把握し、各種情報の提供、応援要員の派遣等広域的な観点から 支援に努め、福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて必要な人材の派遣に努める

【市町村】避難所の運営は関係機関の協力のもと市町村が適切に行う

【市町村】避難所の運営管理のため必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮に努める

今回の対応等

【国】道庁に政府現地連絡調整室(北海道)や広域応援本部現地調整所を設置し、避難所への物資供給や避難所運営の体制づくりに向けた支援を実施した

【市町村】市町村では、避難所を開設した

【道・市町村・関係機関】要配慮者に福祉避難スペースの確保、福祉用具の貸出、物資の提供、災害派遣ケアチームを派遣した

【国・道・他県・市町村・関係機関・ボランティア】職員やボランティア等の人的資源や食料・生活用品等の物的資源を提供した

【関係機関】避難所における衛生管理、一般用医薬品や手指消毒薬の提供等の活動をした。

【道・関係機関】関係機関と調整の上、被災3町に対し、健康相談班や災害支援ナース、心のケアチーム等を派遣した。

【警察】避難所巡回や要望の受理(はまなす隊等)対応をした

【国・関係機関】避難者等(在宅避難者を含む)のため、炊き出しや給水・入浴支援等を支援した

【関係機関】避難所に臨時・仮設の災害時用公衆電話の開通、Wi-Fiルータ等や携帯電話の充電設備の設置、臨時郵便ポストや車両型郵便局を配備したほか、郵便物等の避難所への配達を行った

【関係機関・ボランティア・協定機関】避難所等で炊き出しなどによる食事支援を実施した

評価できる事項 課題 ○ 震源地に最も近い市町村では、町長が速やかに避難所の開設を指示した ○ 行政や民間事業者、ボランティアなど様々な機関による避難所の運営支援のため、発災後速やかに人的及び物的支援を実施した ● 地震による被害の大きかった市町村では、職員が災害対応のほか大量の業務に従事する必要があったことから、避難所開設直後は避難者名簿を作成することが困難であった ● 道災害対策本部において、避難所の必要物資の調整に時間を費やしたため、避難所の運営に必要な指導・助言等に注力することができなかった

- 支援にあたっては、避難者に対する健康相談や心のケア など、避難者に配慮した支援を実施した
- 日中は高齢者のみとなる避難所も多く、住民によるリーダーが不在だったことから、避難所の自主運営が実際には難しかった

- 食器など資機材が不足した一部の避難所では、SNSを活用した支援を呼びかけることで、資機材の確保につながった
- 避難が長期化した市町村では、学校の早期再開や家族構成 等に配慮した避難所の集約を実施した
- 避難所となった福祉センターにおいて、体の不自由な方や 医療支援が必要な方のために、避難所の一室を救護室として 活用した
- 要配慮者向けに福祉避難スペース(学校の保健室等)の設置や、福祉用具(歩行器、手すり等)の貸出、要配慮者向け物資(大人用紙おむつ等)の提供等を行った
- 道は、市町村からの要請に応じて避難所へ災害派遣ケアチーム(生活相談員、介護職員等で構成)を派遣し、要配慮者への福祉的支援を行った
- 被災地域の要請の下、その実情に即した応急仮設住宅(建 設型・借上型)を供与できた

- 避難所において、デマ情報の行政への確認とその打ち消しなどができなかった
- 道の避難所派遣において、一度に派遣者が入れ替わるなど、効率的な 事務引継ぎに苦慮した
- 避難所運営支援にあたり、パソコンやプリンターなどの事務機器がなかったため、業務効率が低下したことがあった
- 避難所支援で、避難者等の出退管理や避難所での支援活動の状況など について日報等の記録や管理が徹底されなかった避難所があった
- 市町村では、災害情報はホームページやフェイスブックのみで発信していたが、避難所において情報を受け取る手段のない方に対し、避難所で紙に書いた情報の周知に時間を要した
- 福祉避難所の開設状況や避難の方法(市町村によっては、一般避難所からの二次避難先として福祉避難所を開設)等について、要配慮者へ情報が行き届かず、結果的に要配慮者が自宅に留まらざるを得ない事例があった
- 要配慮者向けの物資や資機材について、避難所に常備する備蓄品が乏しく、要配慮者への対応に苦慮する面があった
- 生活相談員や介護職員といった専門職員が不足し、要配慮者の状況把握や介助等について、適切な対応が難しい面があった

【③避難所運営・支援 – 2】

避難所の運営及び支援

(検証の視点:避難所の生活環境の改善、ペット対策、応急仮設住宅)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【市町村】避難所におけるプライバシーの確保、避難者の健康状態や避難所における衛生状態の把握と必要な措置を講じるよう 努める

【道・市町村】市町村は避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、道は市町村に対する助言・支援に努める

【道】災害救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として 知事が行う

今回の対応等

- 【道・関係機関】感染症やエコノミークラス症候群等の予防として啓発チラシの配布、注意喚起した
- 【道・関係機関】毛布、段ボールベッド、弾性ストッキングなど避難者の健康に配慮した支援を実施した

【民間事業者】避難所へコンテナ型仮設トイレや屋内設置型ラップ式トイレを提供・設置した

【道・関係機関】避難所におけるペット受入状況・トラブル等の調査の他、被災ペット救護対策協議会を設置し、電話相談窓口 の開設、ペットの健康相談・一時預かり、餌やケージの無償提供などを実施した

【道】地震により住宅を失った方々に、一時的な住居の安定を図るため応急仮設住宅や福祉仮設住宅などを整備した

評価できる事項

課題

- 避難者の健康面に配慮するため、学校給食センターで作った 食事の提供や、自衛隊の炊き出し・弁当等の発注には、市町村 の栄養士が献立を考え対応した
- 避難者のニーズに配慮した物資や避難所用物品の貸出、提供 を実施した
- 避難所に段ボールベッドと仕切りパーテーションを設置し、 プライバシーに配慮した
- 避難所にコンテナ型トイレを設置し、衛生面に配慮したほか、 フロアに椅子とテーブルを設置し、飲食スペースとするなど、 避難所環境の改善ができた
- ペット同行の避難について、部屋を分けたり、NPO法人と相談しながら、拒否することなく対応することができた
- 速やかにペットの救護·支援体制を整え、避難所でのトラブル 発生を未然に防ぐことができた

- プライバシーや建物内での生活に不安を持っている車中泊の避難者 に対し、避難所へ移動するよう説得することに苦慮した
- 避難所での長期避難者に対する健康に考慮した食事支援が難しかった
- 地震直後、避難所での独り高齢者に対する付き添い支援が難しかった
- 被災市町が経験したことのない災害で、応急仮設住宅(建設型・借上型)の供与も初めてであり、これらに際する住家を失った世帯への対応に、様々な難しい面があった
- 避難者のメンタル面 (知人が亡くなったなど) への配慮や避難者同士のトラブル、体力低下に対する対応が難しかった

【10交通】

交通障害及び交通規制の状況及び影響等

(検証の視点:大規模停電等に伴い発生する影響(公共交通機関の運行状況、道路交通)、道路損壊による交通障害等)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

- 【道】地震等の発生に伴う道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画
- 【国・道・関係機関】国、道、市町村が管理している道路や高速道路が災害による被害を受けた場合は、道路の保全、交通の危険防止等のため、通行を禁止、又は制限し、被害状況を危険箇所等を把握し、迂回路等を指示し、交通の確保を図る

今回の対応等

【国・道・関係機関】交通機関(鉄道、地下鉄、路線バス、空港等)の被害状況や運行状況を把握し、その情報提供や各種交通アクセス再開のための調整と関係機関への協力要請を実施した

【道警察】大規模停電に伴う信号機の滅灯に対する交通整理を実施した

- 【国・道・関係機関】地震の影響による危険箇所の全面通行止め、道路の応急復旧、TEC-FORCE(開発局)による災害対策車の 派遣及び応急復旧支援した
- 【各道路管理者】道路通行の安全確保のため、最大で高速道路(4路線6区間)、国道(4路線4区間)、道道(14路線20区)間で通行規制を実施した
- 【国・道・関係機関】新千歳空港の再開に伴う空港アクセスの確保を図るため、北海道電力へ電力供給の協力要請を行うとともに、JR北海道、路線バス事業者と運行再開の調整を実施

評価できる事項

- 関係機関では災害による道路や鉄道、空港などの被害状況の把握に努め、再開にあたっては、利用者の安全を最優先して対応した
- 大規模停電において、信号機が滅灯する中、道警察による交通整理や道民の安全運転により、重大な交通事故は発生してなかった
- 国や道では、主に外国人観光客を対象に「北海道旅の安全情報」という交通情報等を一元的に閲覧できるポータルサイトにおいて、交通の運行情報等を発信した

課題

- 大規模停電により信号機が滅灯し、安全な運行が困難であったことから、路線バスや観光バスなどの人員輸送やトラック等による物資搬送が一時的にできなくなるといった影響があった
- 市町村では、町内事業者のバスを活用し、避難者の利便性確保 努めたが、自家用車を使用する方が多く、利用者は少なかった
- 震源地に近い海沿いの市町村では、地震発生直後の住民の高台 避難に際し、移動手段には主に自家用車が使用され、道路の路線 数も少ない地域でもあったことから、一部で渋滞が発生した

【⑫ボランティア】

ボランティアの要請、受入体制及び連携等

(検証の視点:ボランティア受入体制の構築、被災者等との需給マッチング、行政とボランティアの連携)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

○ 道災害ボランティアセンターによる関係機関のネットワーク会 議をはじめ、ボランティア関係団体や行政機関等による被災地支 援者情報共有会議を定期的に開催し、情報の共有が図られた

【道・市町村・社会福祉協議会】平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。また、道は次の取組が推進されるよう、市町村及び社会福祉協議会に働きかける

【市町村・社会福祉協議会】市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める

今回の対応等

ることができた

【道災害ボランティアセンター】発災後速やかに、福祉関係団体と連携し、被災町の災害ボランティアセンター設置・運営の 支援を実施した

【町ボランティアセンター】個人や団体のボランティアを受け入れ、支援ニーズ等に合わせた被災者宅での家財の片付けや給水支援、避難所での炊き出し支援、災害ゴミの片付け・運搬等のボランティア活動の調整を行った

※ センター開設:厚真町(9月7日)、安平町・むかわ町(9月8日) 延べ参加人数 12,504人(1月20日現在)

【その他関係団体等】ボランティア関係団体等が避難所や被災者宅等で、炊き出し支援や健康運動支援、清掃等を実施した

評価できる事項 ② 北海道災害ボランティアセンターや他市町村社会福祉協議会等の支援を受け、町役場とも連携し、発災後速やかに、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置した ③ 町災害ボランティアセンターが、関係団体等の協力の下、被災者のニーズ把握に努め、道内外からのボランティアの参加による支援ニーズに合わせた速やかな被災者支援を実施した ③ 多くのボランティアの方からの支援で、安心して避難生活を送

【⑬被災市町村の行政機能】

被災した市町村の行政機能の喪失状況及び支援等

(検証の視点:被災した市町村の行政機能の喪失、被災市町村への支援体制(対口支援)、災害廃棄物の処理)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【市町村】災害応急対策を中心とした業務を継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める

- 【道・関係機関】被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急 対策等への助言・提案、必要な支援を行う
- 【道・市町村】市町村は災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明の交付の体制を確立し、道は市町村に対し必要な支援 を行う
- 【道・市町村】災害廃棄物の処理は市町村が行うが、処理が困難な場合は近隣市町村や道に支援を求め実施する

今回の対応等

【市町村】災害発生時の登庁基準に基づき、被災し登庁が難しい職員を除き、速やかな登庁がなされた

【内閣府、総務省、全国知事会等】被災3町に対する対口支援団体(北海道・東北8道県)を決定し、運用調整した

- 【国・道・他県(対口支援県以外の県を含む)・市町村】被災市町村における避難所運営、罹災証明事務等のため職員を派遣した
- 【国・道・関係機関】被災市町村からの要請により、TEC-FORCE等による橋梁点検のほか、関係機関が民有林の法面点検を実 施した
- 【道】被災3町からの要請により、国や関係機関の協力を得て、建築物の応急危険度判定業務を実施した
- 【国】被災状況について、空中写真や衛星を利用した地殻変動情報を道災害対策本部や被災市町村へ提供した
- 【国・道】被災市町村の行財政運営について、適切な助言を実施した
- 【国・道・関係機関】公共土木をはじめ、被災した施設の復旧のため職員を派遣し、技術的な調査や各種申請等に係る支援を 行った
- 【国・道・市町村・協定機関】市町村に対し、災害により発生した廃棄物の分別、仮置き場の有人管理などの助言した また、処理にあたっては道が調整を図り、協定機関や周辺自治体の協力により対応した

- ○国や道県、市町村、知事会等の支援により被災町の行政機能を維持することができた
- ○派遣元となる関係機関からの職員は災害対応等の経験や罹災証明事務に精通する職員であったため、応急対策支援や罹災証明などの手続きにおいて、効果的な支援ができた
- ○道が被災町の災害廃棄物の受入について、周辺市等と調整を図り対応した
- ○市町村では避難所の運営支援を受けたことで、避難者の支援に重点を置く ことができた

- ●道内の多くの市町村では自家発電機の配備が進んできているが、まだ配備ができていない市町村があった
- ●市町村では限られた人数で情報収集や避難所運営に対応 せざるを得なかったため、職員の疲弊により行政機能が低 下した
- ●地震による被害が大きかった被災町の避難所運営のため、 道などから職員を派遣し避難所の閉鎖まで支援が続けられ たが、行政側から避難所の自主運営体制への移行に向けた 働きかけを早期に促すべきであった

評価できる事項	課題
 ○ 報道対応窓口を一本化したことで、報道統制が可能となったほか、定期的な情報開示に努めた ○ テレビのアナログ回線を使用した地域放送を積極的に活用し、住民に対しての情報発信が実施できた ○ 地震による被害の大きかった被災町では、発災1~3日後には、災害廃棄物の仮置き場を設置することができた ○ 一部の市町村では、町長をはじめ幹部職員が同じ場所にいて、災害対応している職員からの報告を同時に聞くことができる体制をとった 	 ● 被災町において、支援職員の受入体制や支援する側の自 治体職員等との業務の役割分担が、必ずしも明確に定めら れていなかった ● 市町村の災害対策本部内で、情報共有が十分ではなかった

【44積雪寒冷期等】

積雪寒冷期における避難所の運営、防寒用品の備蓄、暖房設備の電源の確保等

(検証の視点:避難所における避難者等への防寒対策など)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【道・市町村・関係機関】積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める

【道・市町村・関係機関】市町村は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及 び関係機関は、市町村の整備の取組を支援し、補完する。

【市町村】避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(防寒具等)の備蓄に努めるとともに、被災者・避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める

今回の対応等

【国、関係機関、協定機関】プッシュ型支援や災害協定等に基づき、被災者(避難者)への防寒対策として防寒衣類やポータブルストーブ、段ボールベット等を支援した

【道】応急仮設住宅の整備では積雪寒冷な気候を考慮し、北海道仕様として、断熱材や内窓(ペアガラス)の追加、風除室、FF ストーブ等を整備した[応急仮設住宅:1期目10月31日完成2期目11月21日・28日完成] [福祉仮設住宅:12月27日完成]

評価できる事項

題

課

- プッシュ型支援により、避難者・被災者の防寒対策として防寒衣類、段ボールベッド等の支援ができた
- 本道の本格的な積雪寒冷期を前に、断熱性能やFF式ストーブ等の設置など寒さ対策を施した応急仮設住宅を整備した
- 停電時における屋内での発電機やポータブルストーブの取扱い に係る注意喚起が充分でなかった
- 積雪寒冷期の地震災害や大規模停電を想定した暖房器具や資機 材、発電機などの備蓄が不十分であった
- 避難所となる体育館等では自家発電機が整備されておらず、冬期の停電発生時において、暖房確保に不安がある

【珍防災教育】

被災者・効果的な防災教育の実施

(検証の視点:住民の平常時からの有効な備えと災害時の対応、今後の災害に向けた備え)

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

【道・市町村・防災関係機関】住民に対して防災知識の普及啓発を行うとともに、防災関係職員に対し災害に関する教育、研修、 訓練を行い、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める

【道・市町村】言語・防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置付け、多言語による広報の充実、災害に関する表示板の多言語 化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める

今回の対応(これまでの取組)

【道・市町村・防災関係機関】

- ・DIGや『Doはぐ』など地域住民及び市町村防災担当者の育成のための訓練の実施
- ・教員向けの学校防災教育研修会や1日防災学校の実施等、学校教育現場における防災教育の普及、啓発
- ・『ほっかいどう防災ひろばinチカホ』を始めとする防災イベントの開催
- ・北海道地域防災マスターの育成・認定や自主防災組織の活動支援など地域防災力向上にむけた取組
- ・防災教育のホームページやリーフレット等の各種防災情報コンテンツの充実・・・・など

【自主防災組織】一部の地区では、飯盒炊飯やハイゼックス(非常用炊き出し袋)による炊出しを行い、温かい食事を提供した また、二次災害に十分配慮しながら、高齢者の安否確認・避難所誘導を実施した

- 市町村の防災訓練に参加したことのある住民は、その経験を活かし、町内会の中で速やかに安否確認を行い、町に報告する ことができた
- 市町村では、経験の浅い防災担当職員に専門研修を受講させ、 防災対応能力の向上に努めている
- 『北の災害食』レシピが報道番組等で紹介された反響がある など、避難生活における食の大切さに関する道民の認識が高 まった
- 発災後、『Doはぐ』キットの貸出件数が増加するなど、避難対策への関心が高まった
- 北海道地域防災マスターや自主防災組織が、その知識や訓練等の経験を発揮し、炊き出しや高齢者支援を実践した
- 1日防災学校で学習したハイゼックスが家庭で活用された

- 今回の避難所運営で対応したことや求められたことは、Do はぐの内容とは一部異なった
- 避難所運営訓練の不足により、避難所マニュアルにおいて 推奨する住民主体による避難所運営が難しかった
- 発災時における防災に関する情報の多言語化が不足していた。
- 地震の揺れによる家具の倒壊等を原因とする人的被害が発生しており、平時における備えの普及・実践が不足している